

# 国民健康保険

市の国民健康保険(国保)についてお知らせします。

【問】健康保険課(市役所本庁舎1階)

- ▶資格確認書や資格情報のお知らせ・納税通知書・課税内容:受付課係☎613-8437
- ▶保険給付:給付係☎613-8436
- ▶国保税の納付・相談:徴収係☎613-8438
- ▶人間ドック・特定健診:業務係☎626-7527



▲詳しくは

納付をお忘れなく!

## 7/10(金) 国民健康保険税の納税通知書を発送します



### 国保税の納付方法と納期限

- ①口座振替:申し込みにより、取扱金融機関の指定口座から自動引き落とし
- ②窓口納付:市役所本庁舎1階の健康保険課や取扱金融機関、コンビニに納付書を持参して納付
- ③キャッシュレス納付:「地方税お支払いサイト」を利用したクレジットカードによる納付やスマートフォン決済アプリを利用した納付
- ④特別徴収:対象の年金から天引き

### 表 令和8年度の納期限

納期	期限	納期	期限
第1期	7/31(金)	第5期	11/30(月)
第2期	8/31(月)	第6期	12/25(金)
第3期	9/30(水)	第7期	来年2/1(月)
第4期	11/2(月)	第8期	来年3/1(月)

### 雇用保険受給者の国保税の軽減

事業主都合またはやむを得ない理由で離職した人は、申請により国保税が軽減される場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



### 令和8年度の主な改正点

- 子ども・子育て支援制度の開始による子ども・子育て支援金分の加算



### 表 子ども・子育て支援金分の内訳

所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割	課税限度額
0.38%	1500円	70円	900円	3万円

- 医療分の課税限度額を66万円から67万円に引き上げ
- 最高年税額を109万円から113万円に引き上げ(子ども・子育て支援金分3万円を含む)
- 低所得世帯に適用される税額の軽減措置の適用範囲が拡大※申請不要

### 納付が難しいときは早めに相談を!

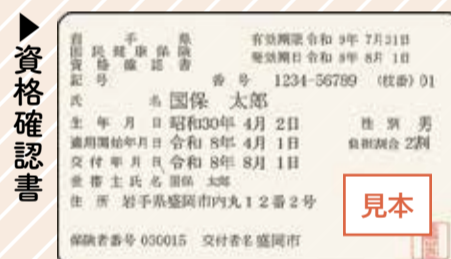
国保税を滞納すると、延滞金が加算されるほか、財産調査や差し押さえなどの滞納処分が執行されます。やむを得ない事情で納期限までの納付が難しい場合は、早めにご相談ください。



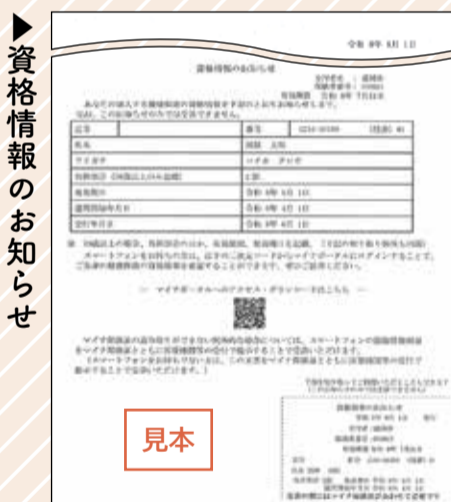
## 7/22(水) 資格確認書と資格情報のお知らせを発送します\*

マイナ保険証をお持ちでない人には「資格確認書」をお持ちの人には「資格情報のお知らせ」を送付します。  
70~74歳の被保険者の資格確認書や資格情報のお知らせには、2割・3割という負担割合を記載しています  
資格情報のお知らせは、70歳以上と一部の人のみ有効期限の記載があります。詳しくはお問い合わせください

\*70歳未満の被保険者の「資格情報のお知らせ」は、内容に変更がない限り原則送付しません



今回お送りする資格確認書はオレンジ色です



- 届いたら記載内容をしっかりチェック☑
- 加入者の氏名
  - 世帯主氏名
  - 生年月日
  - 住所
- 資格確認書のみ記載

社会保険など他の健康保険に加入しているのに資格確認書や資格情報のお知らせが届いた人で、国保から抜ける手続きが済んでいない場合は、お早めに手続きをお願いします。

### 一部負担金の減免など

申請により、医療機関で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。

対象 災害や事業の休・廃止により収入が激減し、収入や預金が生活保護基準より少ない人

※条件に当てはまらない場合でも、助成制度が適用になる場合がありますので、ご相談ください

### 医療費の払い戻し

医療費の自己負担額は、年齢や世帯所得に応じて月の限度額が決まっています。医療機関への支払いが限度額を超えた場合、申請により払い戻しを受けることができます。

### ▶申請に必要なもの

- マイナ保険証または資格確認書
  - 銀行の口座番号
  - 世帯主の印鑑
- ※医療機関から診療報酬明細書(レセプト)が到着していない場合などは、領収書も必要

### 医療費が高額になりそうなとき(限度額認定証の発行)

- ▶医療機関で限度額認定証を提示すると
  - 同じ医療機関(入院・外来別)の1か月の支払額が、自己負担限度額まで抑えられます
  - 入院時の食事が減額される場合があります

- 申請窓口
- 健康保険課給付係
  - 都南総合支所税務福祉係
  - 玉山総合事務所住民福祉課 国保福祉係



### 限度額認定証の申請が必要ない人

マイナ保険証をお持ちの人と、70~74歳で次のいずれかに当てはまる人は、申請不要です。

- 負担割合が3割で、自己負担区分が現役並み所得者Ⅲ(住民税課税所得が690万円以上)
- 負担割合が2割で、住民税課税世帯の自己負担区分が一般(住民税課税所得が145万円未満)

## 医療費の払い戻し・免除

# 後期高齢者医療制度

【問】健康保険課高齢者医療係 ☎613-8439

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)から加入する健康保険です

## 7月10日(金) 後期高齢者医療保険料の通知書を発送します

保険料額決定通知書には年間保険料額とその根拠を、納入通知書には納付方法を記載しています。【広報ID】1003619

### 保険料率が改定されました

- 医療分:均等割額※1(4万8800円)+所得割額※2(所得割率8.50%) 限度額85万円
- 子ども分:均等割額(1366円)+所得割額(所得割率0.26%) 限度額2万1000円

※1 被保険者が等しく負担する金額  
※2 被保険者の所得の金額に応じて負担する金額

### 保険料が上がる主な理由

- ①医療保険制度改正による後期高齢者負担率の上昇、出産育児支援金の増額
- ②診療報酬改定や医療の高度化による一人当たりの医療給付費の増加
- ③子ども・子育て支援金制度の開始

### 保険料の見直しに関する問い合わせ

- ▶保険料の計算などについて
  - 若手県後期高齢者医療広域連合☎606-7504
  - 健康保険課高齢者医療係
- ▶子ども・子育て支援金制度について
  - 子ども家庭庁コールセンター☎0120-303-272

## 7月17日(金) 資格確認書または資格情報のお知らせを発送します

年齢やマイナ保険証の有無により、発送する書類が異なりますのでご注意ください。【広報ID】1003618

マイナ保険証での受診が難しい人は、資格確認書の交付申請ができます。

令和8年8月1日時点で85歳以上の人または84歳以下でマイナ保険証を持っていない人

8月から使える資格確認書を発送します。医療機関などは資格確認書で受診してください。

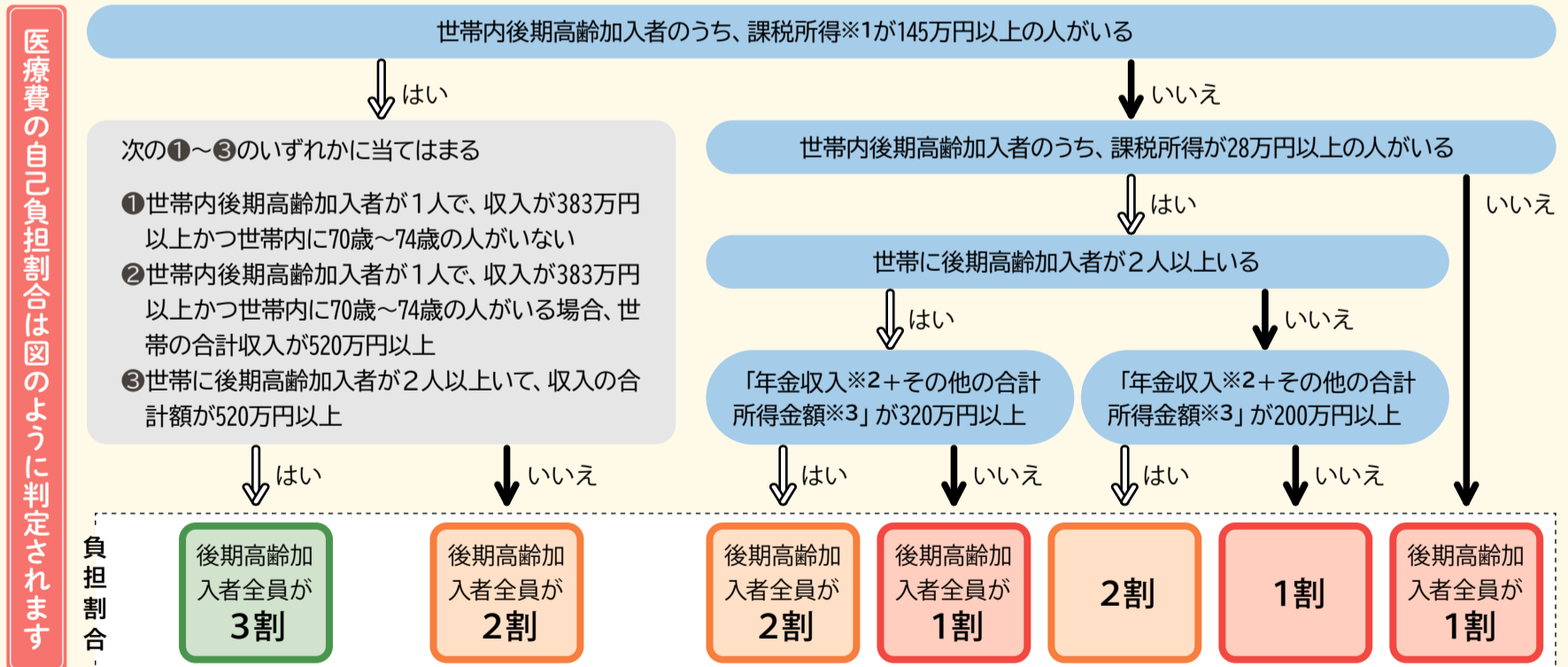
令和8年8月1日時点で84歳以下、マイナ保険証を持っている人

資格情報のお知らせを発送します。医療機関などはマイナ保険証で受診してください。※資格情報のお知らせで医療機関などは受診できません

資格確認書 見本



資格情報のお知らせ 見本



## 後期高齢者医療歯科健診

費用は無料

受診の対象となる人には、5月にご案内を送付しています。

対象 昭和25年4月1日~昭和26年3月31日生まれで、後期高齢者医療制度の加入者

実施期間 12月28日(月)まで

※受診できる歯科医療機関の一覧は「歯科健診(口の健診)のご案内」に同封しています

### 受診時の持ち物

- 後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証
- 5月に送付した、歯科健診(口の健診)のご案内

※1 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません

※3 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額